## 退職後も暫定再任用を希望されるみなさんへ(令和7年度暫定再任用)

## 暫定再任用制度の対象者

- (1) 令和6年4月1日前に退職した者で、鳥取県公立学校教職員を25年以上勤続し て退職した者のうち、昭和35年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれ た者で、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者又 は当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に旧地方公務員法 により再任用又は暫定再任用されたことがある者
- (2) 1年間継続して勤務することができる者
- ※既退職者で上記の要件を満たす方は、鳥取県公立学校教職員暫定再任用選考審査に 申し込むことができます。

## 既退職者の再任用(暫定再任用)の対象及び申込期限(令和7年度再任用)

生年月日		申込期限
	平成 31 年度末~令和 6 年度	
昭和 35 年 4 月 2 日~	に退職した者あるいは令和3	<b>今和6年 10 日6日 (</b> ◆)
昭和 40 年 4 月 1 日生	年度以降に再任用または暫定	令和6年12月6日(金)
	再任用されたことがある者	

暫定再任用選考審査の申込に必要な書類(「令和7年度鳥取県公立学校教職員暫定再 任用選考審査申込書」 (様式2)) は、下記まで請求してください。なお、郵送で請求 する場合は、封筒の表面に「暫定再任用選考審査申込書請求」と朱書し、返信用封筒(長 形 3 号(長さ 23.5cm×幅 12cm)の封筒に 110 円分の切手を貼り、宛先を明記)を必ず同 封の上、請求してください。

なお、選考は従前の人事評価及び健康状況により行います。

## 3 参考資料

「定年引上げに関する概要説明資料」

本県ホームページ(以下URL参照)により御確認ください。 URL https://www.pref.tottori.lg.jp/222838.htm

**書類の請求先・提出先・問い合わせ先** 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 番地 鳥取県教育委員会事務局 教育人材開発課

- ① 市町村 (学校組合) 立学校・県立まなびの森学園の希望者 \_小中学校人事担当 電話 0857-26-7577
- ② 県立高等学校の希望者 高等学校人事担当

雷話 0857-26-7539

③ 県立特別支援学校の希望者 特別支援学校人事担当 電話 0857-26-7514